

議事日程（開会日） 令和2年3月2日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第 2号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 6 議案第 3号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第 4号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 5号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 9 議案第 6号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第 7号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第 8号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第 9号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第10号 木曾岬町附属機関設置条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 木曾岬町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第21 議案第18号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予

算について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計  
予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算に  
ついて
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算に  
ついて
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会  
計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計  
予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算につい  
て
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設  
備工事委託に関する協定の変更について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 木曾岬町道の路線認定について
- 日程第 3 0 同意第 1 号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

#### 出席議員（8名）

1 番	鎌 田 鷹 介 君	2 番	伊 藤 厚 紀 君
3 番	加 藤 眞 人 君	5 番	服 部 英二夫 君
6 番	三 輪 一 雅 君	7 番	伊 藤 律 雄 君
8 番	中 川 和 子 君	9 番	伊 藤 好 博 君

#### 欠席議員（0名）

#### 議場出席説明者

町 長	加 藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山 北 哲 君	総務政策課長	伊 藤 啓 二 君
危機管理課長	小 島 裕 紹 君	会 計 管 理 者	服 部 孝 龍 君
産 業 課 長	平 松 孝 浩 君	建 設 課 長	内 山 幸 治 君
住 民 課 長	山 田 克 己 君	福 祉 健 康 課 長	松 本 大 君
税 務 課 長	藤 井 光 利 君	教 育 課 長	伊 藤 正 典 君

#### 事務局出席職員

事務局長	白 木 悟	議会事務局	渡 辺 千 智
------	-------	-------	---------

=====  
午前 9時 0分開会

○議長（伊藤律雄君） 本日は、令和2年第1回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かと御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、令和2年度の一般会計及び特別会計の予算案のほか、令和元年度の各会計補正予算並びに条例の制定の一部改正、変更協議、人事案件など、いずれも重要な案件が提出されており、この詳細については後ほど執行部より説明なされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、町民の負託に応えるべく、十分な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と協力を賜ることをお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和2年第1回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤律雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

2番議席、伊藤厚紀議員、3番議席、加藤真人議員の御両名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤律雄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る2月27日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営などについて御審議をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤律雄君） 6番議席、三輪一雅委員長。

○6番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る2月27日午前9時より議会運営委員会を開催し、委員4名の出席を頂くとともに、地方自治法、議会運営委員会規程等に基づき、議長、副議長の出席を求め、執行部より町長及び副町長並びに担当課長の出席の下に、令和2年第1回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議しましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長より議案の概要説明を受け、審議に入りました。

説明を受けた議案の内容の報告は割愛いたしますが、本定例会開会日の提出議案は、令和元年度町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案8件、条例の制定及び一部改正案等7件、令和2年度町一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案8件、協定の変更案件1件、路線認定案件1件、同意案件1件、諮問案件1件、合わせて27件であります。これらの議案について、内容を十分に審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認しました。

次に、本定例会の会期日程についての審議では、先ほど申しました審議対象議案の状況及び委員会の審議日程を考慮し、会期は本日2日から17日までの16日間とし、十分な審議を尽くしていただくことで承認しました。

次に、本定例会の議事日程ですが、本日、開会日の日程は、議長からの諸般の報告の後、加藤町長より行政報告を行っていただくこととしています。この行政報告が終わりましたら、議件名を省略いたしますが、議案第2号から議案第24号までの23議案を一括上程し、加藤町長に提案理由の説明を行っていただきます。

その後、上程議案は委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行った後、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託することを決定していただきます。

次に、議案第25号及び議案第26号を一括上程し、町長より提案理由説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、討論、採決を行っていただきます。なお、議案第25号及び議案第26号は、先に開催された議会全員協議会で協議しておりますので、委員会への付託はしないこととしました。この議案に対する討論は一括討論としますが、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

次に、同意第1号を上程し、町長より提案理由と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、討論、採決を行っていただきます。ただし、人事案件につき討論は省略することとしました。

次に、諮問第1号を上程し、町長より提案理由と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、討論、採決を行っていただきます。本案も人事案件につき討論は省略することとしました。

以上で、令和2年第1回定例会の開会日の本会議は散会とします。

なお、議案説明会を本日の定例会散会后に第1委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は、明日3日午前9時から引き続き行うことといたします。また、各常任委員会の日程は、教育民生常任委員会は3月6日午前9時から、総務建設常任委員会は3月10日午前9時から、それぞれ開催することとします。

次に、定例会の再開日は3月13日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていた

できます。一般質問の通告は5名で、この一般質問の取扱いを審議したところ、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくこととしました。なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第2号から議案第24号までの23議案を一括上程し、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただきまして、その後に、それぞれの報告に対する質疑を行います。

以上をもって、本会議は散会とします。

なお、本会議終了後に、議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会閉会日は3月17日午前9時より再開し、議案第2号から議案第24号までの23議案を一括上程し、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論としますが、議案採決は、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

最後に、議会運営委員会、議会広報常任委員会から申出がありますが、それぞれの委員会において、閉会中でも議会日程等の審議や議会広報の編集、調査ができるように、閉会中の継続審査の申出を上程し、採決を行っていただきます。

以上の審議の終了をもって、閉会宣告していただき、令和2年第1回木曾岬町議会定例会は閉会とされます。

なお、常任委員会ごと、委員会所管事項全般につきまして、幹部職員との意見交換の時間を設けていただくことで了解いただきましたことを併せて御報告申し上げます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和2年3月2日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審議、御苦労さまでございました。

皆様にお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より、本日から3月17日までの16日間とする旨、御報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月17日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月17日までの16日間に決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告について

○議長（伊藤律雄君） 日程3、諸般の報告を、私からさせていただきます。

諸般の報告を申し上げます。

まず、三重県町村議会議長会より報告を申し上げます。

去る11月13日、第63回町村議会議長全国大会に出席し、町村議会議長会からの要望の決議をさせていただきました。

1月9日、2月19日、議長会に出席して、令和2年度議長会の事業計画及び予算案、副会長の選任等を承認させていただきました。

また、桑名広域清掃組合関係では、12月25日に第4回臨時会が開催され、議長、副議長、監査役が選出され、工事変更契約の承認をしました。また、建設を進めておりました可燃ごみ処理施設は、試験期間を経て1月24日に竣工式が行われ、町長と御出席しました。

2月7日には第1回定例会が開催され、令和2年度一般会計予算、令和2年度ごみ処理施設整備事業特別会計予算、令和元年度補正予算の議案が提出され、可決されました。

三重県後期高齢者医療広域連合協議会議員関係では、11月18日、令和元年第1回定例会が開催され、平成30年度歳入歳出決算認定等の議案が提出され、可決されました。また、2月14日には令和2年第1回定例会が開催され、令和2年度一般会計予算、事業計画、特別会計予算、令和元年度補正予算の議案及び議長、副議長を選任する議案が提出され、可決されました。そこで、このたび、私が副議長に選任されましたので、御報告申し上げます。

また、新型コロナウイルスの関連の対策については、執行部より逐一連絡が届いておりますので、町長から政府の要請を受けた後、この対応については議会への報告、議案説明会の前にお願ひすることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告について

○議長（伊藤律雄君） 次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

今年は、冬らしい感じもしないままに3月に入り、日ごとに暖かくなってまいりました。

本日は、令和2年第1回の本曾岬町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には全員御参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会には、執行部より、令和元年度各会計の補正予算8件、条例制定及び改正7件、令和2年度の各会計の当初予算8件、道路認定ほか2件など、合わせて25議案を提出させていただきました。いずれも重要な案件ばかりでございますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いをいたします。

それでは、早速でございますが、議長の許可を頂きましたので、行政報告をさせていただきます。

ただいまも議長さんのほうから触れられましたけれども、まず、感染が拡大する新型コロナウイルスについて、県内の状況と町の対策などについて報告をさせていただきたいと

思います。

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月以降、急速な勢いで世界各地に拡散しておりまして、日本国内でも感染事例が毎日報道されるなど、刻一刻と変化をしている状況でございます。

県内でも、1月30日に1名の陽性患者が確認されましたが、その後、症状が回復し陰性が確認されたことから、2月17日に医療機関を無事退院されておりますし、感染者と接触されたと思われる濃厚接触者の方々への検査もなされておりますが、いずれの方も検査結果は陰性であり、その後に新たな感染者は、三重県内では発生しておりません。

しかし、全国各地では、御案内のように、新たな感染者が発生し増加し続ける中で、政府は、2月27日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣から示されました。

これまでの対応でも、三重県は、新型コロナウイルス感染発症前から電話相談窓口を設置し、さらには、2月10日には帰国者・接触者相談センターも県内各保健所単位に設置するなど、土曜、日曜、祝日を問わず、24時間体制での対策が講じられておりました。

当町においても、町のホームページやメール配信サービスなどを用いて、これらの情報を町民の皆様にも周知するとともに、各公共施設の入り口に消毒液の設置を行い、手洗いなどを推奨するチラシの啓発や、職員に対してはマスクの励行及び体調管理の徹底を促しているところでございます。

こうした状況の中で、2月27日に政府の要請を受けましたので、町として、教育委員会などとも協議し、新たに次の対策を講じました。

まず、小学校、中学校につきましては、本日から3月24日までを臨時休校とし、3月25日に終業式を行い、春休みを迎えることといたしました。

こども園につきましては、厚生労働省からの通達もあり、通常どおり開所することといたしております。

また、学童保育所クローバーについては、小学校の臨時休校により開設時間を変更し、朝から開所することといたしました。

次に、公共施設についてでございますが、図書館につきましては、近隣市町の動向も踏まえて、本日から3月16日まで休館することといたしました。体育館や公民館は開館いたしますが、町が主催します公民館講座や子ども向けの体育系の講座などは中止することといたしました。

また、保健センターは、各種健診については実施はしますが、各種教室は中止といたします。福祉教育センターも開館はしますが、施設利用は申込者の判断に委ねることといたしました。

次に、自主運行バスについてでございますが、運行委託者には国の要請事項を伝えた上で運行ダイヤを変更することはございませんが、バスの消毒や運転手へのマスクの励行をお願いいたしましたところでございます。

最後に、イベント関連につきましては、厚生労働省のイベント開催に関する国民の皆様へのメッセージが公表されたことなどを受けまして、2月27日に実行委員会及び観光協会の役員会を開催し、3月22日に予定しておりました伸びゆく木曾岬町のふれあい広場2020及び4月5日に予定していた桜まつり2020の開催中止を決定いたしましたところでございます。

イベントなどの中止につきましては、町民の皆様も開催を心待ちにされていた方が多いと思いますが、感染予防のため、全国的に軒並みイベント中止や規模縮小の開催となっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

ただいま報告いたしました対応につきましては、既に町のホームページやメール配信サービス、区長回覧などを通じ、皆様に周知いたしているところでございます。

以上が現在の新型コロナウイルスに対する三重県の現状と町の対策でございますが、皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルスへの感染症を取り巻く環境は、刻一刻と変化をいたしております。今後も、国からの情報収集に努め、三重県と連携しながら対応を図ってまいります。何とぞ、町議会の皆さんや町民の皆様におかれましても、報道される情報や町からのお知らせなどを常に確認いただき感染症への予防対策を心がけるなど、各自が体調管理に留意されることをお願いし、行政報告とさせていただきます。

なお、先ほど議長さんから報告がございましたように、議会の皆さん方には、各担当課のほうから後ほど時間を頂いて、報告、説明させていただくことにしておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 5 議案第 2号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第5号)について

日程第 6 議案第 3号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第 7 議案第 4号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第 8 議案第 5号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

日程第 9 議案第 6号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第 7号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計

補正予算（第1号）について

- 日程第11 議案第8号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第9号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第10号 木曾岬町附属機関設置条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 木曾岬町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第21 議案第18号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第19号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第20号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第25 議案第22号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第24号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

○議長（伊藤律雄君） 日程第5、議案第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第27、議案第24号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてまでの23議題を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤律雄君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第2号から議案第24号までの23議案につきまして、提案理由を申し上げます。

日程5、議案第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入歳出それぞれ1億4,200万円を追加し、予算総額を35億1,400万円とするものでございます。

その補正の主な概要を、歳出の科目ごとに申し上げます。

まず、総務費では、本年度のふるさと応援寄附金の納税実績により、返礼品等の関連経費の補正を行いました。

また、財産管理費では、庁舎管理に伴う保守委託料や光熱水費などの不用額の減額及び法人税などの増収並びにふるさと応援寄附金の納税実績により、財政調整基金、ふるさと応援基金に積立てを行うものでございます。

次に、民生費では、社会福祉施設改修事業の実施設計が完了すること及びプレミアム付商品券の発行事業の関係費用が確定してまいりましたので、精査したものでございます。

また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計につきましては、執行見込額などの確定により繰出金の精査を行い、福祉医療費につきまして、事業実績により不用額を減額するものでございます。

衛生費では、予防接種や各種健診に係る経費、資源ごみ収集などの業務内容を精査するとともに、し尿処理に係る桑名・員弁広域連合負担金の確定により減額するものでございます。

次に、農林水産業費では、需給調整推進対策として行った事業の精査を行い、農業集落排水事業特別会計の繰出金につきましては、維持管理費の確定により減額するものでございます。

商工費では、プレミアム付商品券発行事業や町道鍋田川線の桜の維持管理費などが確定したことにより、不用額を減額するものでございます。

また、土木費では、公共下水道事業特別会計への繰出金を増額するとともに、町道雁ヶ地・福崎線道路改良工事や道路修繕費の確定により、不用額を減額するものでございます。

次に、消防費では、桑名市への消防事務委託料をはじめ各事業の費用を精算したことにより、不用額を減額するものでございます。

次に、教育費では、安全監視業務や非常勤講師に係る経費をはじめ、各種事業の不用額

を減額するものでございます。

また、小学校費、中学校費では、国の公立学校情報通信ネットワーク支援を受け、校内の通信ネットワーク整備事業費の予算を新たに計上したものでございます。

次に、この補正予算の歳入財源でございますが、町税では、町民税、固定資産税、市町村たばこ税など、本年度収入見込額を精査し、過不足を補正いたしております。特に法人町民税では、電気事業者による予定納税などがありましたので、納税実績に合わせ追加補正をいたしました。

地方特例交付金では、子ども・子育て支援臨時交付金として幼児教育無償化による交付金見込額が確定してまいりましたので、新たに計上するものでございます。

次に、国庫支出金では、公立学校情報通信ネットワーク事業については、国の補正予算に伴い新たに事業を見込むこと及び個人番号カード交付補助金や児童手当及び子ども手当では、交付額が確定したことに伴い精査したものでございます。

また、地域住民生活等消費喚起対策補助金や児童手当、子ども手当では、対象額や支給対象者の精査などにより、減額いたしております。

県支出金では、福祉医療費見込額の精査や農地中間管理機構事業費、地籍調査事業費補助金などの補助額が確定したことにより、減額するものでございます。

次に、寄附金では、ふるさと応援寄附金への納付実績や新たな教育基金への寄附により追加し、繰入金では、この予算の財源確保が図られたことから、財政調整基金、ふるさと応援寄附金基金のそれぞれの繰入金を減額補正するものでございます。

最後に、町債でございますが、教育債では、小学校トイレ改修事業の補助対象分について、国土強靱化債の適用が受けられることから事業債を精査し、農林水産業債では、事業費の減額により借入額を減額するものでございます。

以上が主な歳入補正予算の内容でございます。

次に、日程6、議案第3号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ1,743万3,000円を増額し、予算総額を8億5,847万5,000円とするものでございます。

その補正の主な内容は、歳入では、保険料の精査及び県交付金の変更などにより増額するものでございます。

歳出では、保険給付費の不足分の増額及び保険事業費の確定見込みに伴い精査するものでございます。

次に、日程7、議案第4号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入歳出それぞれ382万8,000円を減額し、予算総額を1億3,992万円とするものでございます。

その補正の主な内容は、保険料及び広域連合納付金などが確定してまいりましたので、既決予算をそれぞれ精査するものでございます。

次に、日程 8、議案第 5 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ 3 5 万円を減額し、予算総額を 5 億 2, 0 3 5 万円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、歳入においては、介護保険料の本算定後において被保険者の変動による徴収見込額の増額、地域支援事業費に係る国、県の支出金及び支払基金の交付金の増額に伴い、地域支援事業費繰入金などを精査するものでございます。

また、歳出においては、居宅介護サービスの訪問介護、通所介護、地域密着型介護サービスの通所介護、認知症対応型共同生活、施設介護サービスの特別養護老人ホームなどの実績及び地域包括支援センターの活動に関わる各種事業の精査により、予算の補正をお願いするものでございます。

次に、日程 9、議案第 6 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ 2 0 万円を減額し、予算総額を 2 8 0 万円とするものでございます。土地取得特別会計が所有しております土地の維持管理経費の精査を行うものでございます。

次に、日程 1 0、議案第 7 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ 3 0 0 万円を減額し、予算総額を 8, 2 0 0 万円とするもので、歳入においては、新規加入者 4 件分の負担金として新たに 1 2 6 万 4, 0 0 0 円を見込み、一般会計からの繰入金 6 8 3 万 1, 0 0 0 円を減額するなどの補正を行うものでございます。

歳出では、処理場の維持管理費において、し尿処理に係る費用として桑名・員弁広域連合への負担金が確定したことなどに伴い、不用額を減額するものでございます。

次に、日程 1 1、議案第 8 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ 6 0 0 万円を減額し、予算総額を 5 億 1, 6 0 0 万円とするものでございます。

歳入においては、新規加入者 2 件分の負担金として新たに 6 3 万 2, 0 0 0 円を見込み、（下水道）使用料を精査するとともに、一般会計からの繰入金 9 8 6 万円を増額する一方、下水道事業債を 1, 6 6 0 万円、国庫補助金を 1 2 5 万円減額するものでございます。

歳出では、（職員人件費の減額）、各業務委託の精算見込みなどにより減額するものです。

次に、日程 1 2、議案第 9 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今年度の当町の水道事業における給水実績に基づき、収入の給水収益及び支出の受水費をそれぞれ減額するといった補正を行うほか、木曾岬干

拓地への給水事業に係る経費について、精算見込みによる減額補正を行うものでございます。

次に、日程 13、議案第 10 号、木曾岬町附属機関設置条例の制定についてでございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により特別職の範囲が厳格化されたことに伴い、要綱に定める合議制の各種機関を地方自治法の規定に基づく執行機関の附属機関とするため、本条例を制定するものでございます。

次に、日程 14、議案第 11 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うため、本条例を制定するものでございます。

次に、日程 15、議案第 12 号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例へ新たな指定寄附を受けましたので、これに基づく条例を改正しようとするものでございます。

次に、日程 16、議案第 13 号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、所要の要件を満たす成年被後見人が印鑑登録を受けることができるようになったことから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 17、議案第 14 号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得について見直しをするものでございます。

次に、日程 18、議案第 15 号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、三重県条例の改正により、収益事業を行っていない団体に係る法人県民税均等割の減免手続が簡略化されることから、法人町民税も同様に簡略化するため、本条例の一部を改正するものでございます。

日程 19、議案第 16 号、木曾岬町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、道路構造令の一部改正がされたことに伴い、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定し、自転車通行帯の設置条件などを条例で定めるため、本条例を改正するものでございます。

次に、日程 20、議案第 17 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についてでございますが、当初予算編成に当たっては、木曾岬町第 5 次総合計画で掲げた将来像、「暮らしを守り 豊かな心と活力を育むきずな深めるまち」をさらに力強く推進して行くために、優先すべき事務事業の選択については例年以上に厳しく費用対効果を検証するなど、貢献度や緊急性に重点を置いた予算編成となっております。

令和 2 年度の予算総額は 3 億 2 億 5, 500 万円で、前年度と比較して 3 億 3, 500 万

円、率にして11.5%の増額となっております。

それでは、第5次総合計画、後期基本計画に示された6つのまちづくり方針に沿って、主要な事業の概要とその予算について説明をさせていただきます。

まず、1つ目が「安全・安心な生活の場づくり」の安全な生活環境として、消防・防災対策の分野では、常備消防費に消防事務委託料など9,159万円を計上し、災害対策費では、防災行政無線デジタル化更新事業など5,833万円を、防災避難路整備事業として、町道田代・小学校線の改良事業費8,990万円を計上いたしております。

また、防犯対策としては、令和元年度に整備した地域BWA通信網を活用した見守りサービスなどの運用経費を新たに計上しております。

地域環境の分野では、定住化対策として、空き家対策計画策定事業に442万円を計上し、環境共生の分野では、家庭用新エネルギー等普及支援事業に50万円、ごみ処理対策の分野では、一般ごみ、資源ごみ並びに有害ごみなどの回収、処理に要する塵芥処理費に2,695万円、本年1月から稼働した新ごみ処理施設の管理費及び建設費分担金として5,600万円を計上いたしております。

公害防止対策の分野では、環境基本計画の推進を図りながら、住宅地や道路上で発生する騒音・振動調査などを継続的に行う経費などを見込み、公害対策費に89万円を計上いたしております。

次に、2つ目の「いきいきとした暮らしづくり」での健康づくりの推進分野では、健康相談や予防接種、妊婦、乳幼児への健診をはじめ、特定不妊治療助成、がん検診委託料、自殺予防事業など、保健衛生費に9,200万円を計上しております。

また、地域福祉の推進分野では、社会福祉協議会、福祉活動団体への事業支援や社会福祉施設改修事業など社会福祉総務費に3億5,039万円を計上し、高齢者福祉の推進の分野では、健康づくりや介護予防の推進とともに、高齢者自らが安心した暮らしを実現できるよう要援護者の台帳整備や緊急通報システムの委託経費など、老人福祉費全体で9,503万円を計上しております。

障がい者福祉の推進の分野では、障がい者自立支援の給付金や地域生活支援事業のほか、障がい者医療助成金を盛り込んで1億4,676万円を計上しております。

子育て支援の推進の分野では、児童手当など子ども医療費助成、ファミリーサポート事業などを盛り込んだ児童措置費に9,835万円を、また、こども園費には1億2,981万円を、学童保育所運営費用に528万円を計上いたしております。

次に、3つ目の「豊かな心を育む人づくり」としての学校教育の分野では、小学校費に4,730万円、中学校費に3,536万円を計上しました。

小中学校においては、質の高い学びを実現するためのICT機器などの関係経費やICT支援員の配置、また、学習指導要領へ対応する非常勤講師を配置するなど、木曾岬町の特色ある学校教育と学力向上を目指すトマッピー教育プランに沿った予算といたしております。

ます。

「生涯学習」の「生涯学習の推進」の分野では、講座の開設経費などを盛り込んだ公民館費に639万円、図書館の年間運営経費など、図書館費として1,580万円を計上し、スポーツ振興の分野では、町民体育祭や輪中駅伝、スポーツ講座及びスポーツ団体への活動支援などを盛り込んだ保健体育総務費に990万円、スポーツ施設の保守管理費などの保健体育施設費に1,804万円を計上しております。

文化振興の分野では文化協会への活動支援費を計上し、青少年育成の分野では、青少年育成町民会議での活動事業やホリデー教室の開設経費を計上いたしております。

次に、4つ目の「暮らしを支える生活基盤づくり」にある道路整備の分野では、道路の維持管理経費及び道路の新設改良費などの道路橋梁費に1億6,668万円を計上し、公園・緑地の分野では、都市公園や児童公園の整備管理費などの公園費に1,017万円を計上しております。

公共交通の整備の分野では、自主運行バスの運行経費として、車両の更新費を含めた自主運行バス運行事業費に4,372万円を計上いたしております。

上下水の分野では、上水道整備、下水道整備として、それぞれの事業別会計において所要の予算を計上しておりますが、下水道事業の健全化のため、総額で2億6,474万円を繰り出しています。

次に、5つ目の「活力を高める産業づくり」にある産業の農業・漁業振興の分野では、農業振興対策、需給調整対策、農業基盤整備及び農業環境保全対策など農業振興対策に、農業費、農地費に合わせて1億9,825万円を、漁業振興対策では、水産業費に119万円を計上しております。

工業・商業振興の分野では、商工業の振興対策予算を計上し、観光・集客交流推進の分野では、町観光協会などにおける観光事業や観光資源の保全、広域観光交流事業の展開による木曾川上下流交流事業や伸びゆく木曾岬町のふれあい広場などに要する予算を計上しております。

次に、6つ目の「自立した地域と行政のまちづくり」として、地域自治・協働の協働の推進の分野では、行政情報の提供に当たって、広報紙、町ホームページなど様々な媒体を活用して情報発信を行うとともに、区長会などに係る予算を計上しております。

住民自治・コミュニティーの分野では、地域まちづくり推進事業交付金や地域活動団体への支援に要する予算を計上しており、人権尊重・共生の人権尊重の推進の分野では、人権啓発事業や人権教育の実施に要する予算をそれぞれの科目に計上しています。

行財政運営の分野では、総合計画における実施計画の推進と人事管理の適正化などを図るとともに、職員のスキルアップにつながる職場研修などの経費、情報化の推進の分野では、情報セキュリティの強化や安定したシステム運営を行うための維持管理経費などを計上しております。

広域行政の推進の分野では、ごみ処理、し尿処理の共同事業の推進を図っていくこととし、それぞれの科目に予算を計上しております。

以上が主な歳出予算の概要でございます。

次に、歳入予算の概要を申し上げます。

町民税、固定資産税、軽自動車税など、町税全体では、法人町民税収入の減収や前年度の納税実績を踏まえ約3.2%減と見込み、9億4,221万円を計上しております。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金などにおいては、過去の交付実績から推計した見込額を計上いたしました。

地方交付税においては、前年度の電気事業者の運営形態の変更による法人町民税収入が基準財政収入額に反映されることから4億8,000万円の減額と見込み、3億7,000万円を計上いたしております。

分担金、負担金及び使用料におきましては、特定の受益者負担や施設使用料などの見込額を計上しております。

また、国庫支出金、県支出金は、補助対象事業となる情報通信網整備事業などが完了したこともあり、前年度に比べ8.8%の減となる3億1,654万円を計上しております。

次に、繰入金でございますが、基金繰入金として10億1,340万円を計上いたしております。普通交付税の減収が見込まれることから財源を確保するため、財政調整基金から7億9,000万円、公債費の償還金に充てるための減債基金から8,100万円を計上したものでございます。

また、指定寄附として納付いただいたふるさと応援寄附金基金から社会福祉施設改修費へ財源充当するため、1億4,000万円の繰入れを計上しました。

最後に、町債では、前年度対比55.2%増の2億860万円を計上しております。国の施策により減収を生じた経費を補填する臨時財政対策債のほか、防災避難路整備事業や防災無線移動局デジタル化事業、基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業などの財源に充てる公共事業等債を借り入れる予算としております。

以上が令和2年度一般会計予算の概要でございます。

次に、日程21、議案第18号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を8億2,500万円とするもので、前年度と比較し900万円の減、率にして1.1%の減となっております。

この主な要因は、国保広域化に伴う国民健康保険事業費納付金が減額となったもので、これは前期高齢者の医療費に対し、保険者間で補填し合う前期高齢者交付金が増額見込みとなったことなどによるものでございます。

なお、被保険者数については1,569人と見込み、前年度に比べ58人の減となっておりますが、1人当たりの医療費は伸びていることから、保険給付費では前年度並みの5

億5,000万円と見込むものでございます。

次に、日程22、議案第19号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を1億4,500万円とするもので、前年度と比較し800万円の増、率にして5.8%の増となっております。

この主な要因は、年々医療費が伸びてきていることから広域連合への療養給付費負担金が前年度に比べ約200万円の増額、また、保険料においても、料率の引上げなどにより約700万円の増額となっております。

次に、日程23、議案第20号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を5億2,900万円とし、前年度に比べ700万円の増額予算となっております。

歳入予算の主なものは、介護保険料について、65歳以上の保険料の納付者であります第1号被保険者の人口の増により3.7%の増加を見込み、前年度予算から500万9,000円を増額しております。

また、歳出の主なものは、75歳以上の高齢者数及び要介護者数の伸びを過去の実績などにより見込み、居宅介護及び地域密着型介護サービス利用者の増加が予測されますので、保険給付費を前年度予算から878万3,000円を増額いたしました。被保険者の増加に比例して、保険給付費及び地域支援事業費の需要が高まる中、一般会計及び準備基金の繰入金により財源確保に努めております。

次に、日程24、議案第21号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算の総額は300万円で、歳出では、この会計が保有する土地の維持管理に要する経費を計上し、歳入では、保有する土地の賃貸借によって生じる貸付収入額などを計上しております。

歳出の維持管理に要する経費の財源は、町一般会計からの繰入金で補填し、歳入の財産貸付収入は町一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、日程25、議案第22号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額は7,400万円で、前年度に比べ1,100万円、率にして12.9%の減額予算となっております。

歳入予算では、使用料金を前年度の実績及び料金改定から2,694万4,000円と見込み、計上いたしています。

なお、この会計の財源不足を補う町一般会計からの繰入金は4,560万円となっており、歳入全体の約62%を占めますが、対前年と比較しますと1,340万円、約7.8ポイントの減となっております。

一方、歳出予算の維持管理費では、汚泥処理費をはじめとする定期的な管理業務の実績を勘案し、予算計上を行いました。

また、公債費の償還金は、償還ピークが過ぎ、前年度より1,042万4,000円減

額の1,711万6,000円となり、歳出総額の約23%を占める状況となっております。

次に、日程26、議案第23号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は3億1,200万円で、前年度に比べ2億1,000万円、率にして40.2%の減額予算となっております。

歳入予算では、使用料を前年度の実績及び料金改定から5,003万8,000円と見込み、施設の耐震化に係る費用として、下水道債を1,960万円、国庫補助金を2,040万円計上するとともに、この会計の財源不足を補う町一般会計からの繰入金を2億1,914万円計上いたしております。繰入金は、歳入全体の約70%を占めております。

一方、歳出予算の維持管理費では、管路清掃業務や汚泥処理費をはじめとする定例的な管理業務において、これまでの実績を勘案しながら予算計上するほか、処理場や管路の耐震対策に係る関係事業などを計上しております。

また、地方債の償還金は、前年度と同水準の1億5,340万8,000円となり、歳出総額の約49%を占める状況となっております。

次に、日程27、議案第24号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてでございますが、本年度の業務の予定量は、総配水量を近年の需要動向などから前年度より5.9%減の95万立方メートルを見込んでおり、これを1日平均に換算しますと2,603立方メートルとなります。

主な内容を申し上げますと、収益的収支の収入予定額では、営業収益の大部分を占める水道料金で、前年度に比べて4.6%減を見込み、また、営業外収益では、木曾岬干拓地水道事業に係る三重県からの受託収益など、総事業収益を4億3,009万円と予定し、計上しております。

次に、支出予定額では、総事業費用を4億5,340万8,000円とし、(事業費用の約3割(27.7%)を占める)県水の受水費は、前年度に比べ2.5%減の1億2,549万9,000円を、また、干拓地水道事業に係る三重県企業庁への委託料2億5,923万8,000円を計上しております。

これ以外の支出予算は通常の維持管理経費の計上となっておりますが、人口減少などにより給水量が減る中であって、令和2年度予算における収益的収支は2,331万8,000円の赤字となる見込みでございます。

次に、資本的収支の収入予定額では、新規加入者負担金として167万7,000円を、また、干拓地水道事業における町の施設整備に係る三重県からの負担金1億7,363万2,000円を計上し、支出予定額では、干拓地水道事業に係る三重県企業庁への委託料1億7,191万3,000円を、老朽管の更新工事費用などに1,699万5,000円を計上いたしております。

以上、上程を賜りました議案第2号から議案第24号までの23議案の提案理由説明と

いたします。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を2月28日正午まで受付しましたが、この間、通告者はありませんでしたので、このことを報告し、総括質疑を終結します。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分からいたします。

午前10時 6分休憩

午前10時25分再開

○議長（伊藤律雄君） 休憩を解き、本会議に戻します。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題としております日程第5、議案第2号から日程第27、議案第24号までの23議案を各常任委員会に付託することにしたいと思っております。総務建設常任委員会に付託する議案は、議案第2号の一般会計補正予算のうち所管の部分、議案第6号から議案第13号、議案第15号及び議案第16号、議案第17号の一般会計予算のうち所管の部分、議案第21号から議案第24号までの16議案を、また、教育民生常任委員会に付託する議案は、議案第2号の一般会計補正予算のうち所管の部分、議案第3号から議案第5号、議案第14号、議案第17号の一般会計予算のうち所管の部分、議案第18号から議案第20号までの9議案をそれぞれの所管する委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第24号までの23議案は、それぞれの所管する常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第28 議案第25号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備  
工事委託に関する協定の変更について

日程第29 議案第26号 木曾岬町道の路線認定について

○議長（伊藤律雄君） 次に、日程第28、議案第25号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託に関する協定の変更について及び日程第29、議案第26号、木曾岬町道の路線認定についてを一括上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長より提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程いただきました議案第25号及び議案第26号につきまして、提案理由説明を申し上げます。

まず、日程28、議案第25号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託に関する協定の変更についてでございますが、この議案は、平成30年度

に議会議決により締結した協定の変更について、条例の定めるところにより議会の議決を要することから、御承認をお願いするものでございます。

次に、日程２９、議案第２６号、木曾岬町道の路線認定についてでございますが、木曾岬干拓地内の第２期分譲に係る道路のうち、現在計画中の県道への接続する道路については、供用後、町に移管される予定であることから、この路線を新たに町道として認定するものでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、担当課長からの詳細な説明を求めます。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） それでは、日程２８、議案第２５号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託に関する協定の変更について御説明させていただきます。

木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気工事設備の工事委託について、下記のとおり協定変更いたしたいので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下段の提案理由のところを御覧ください。

木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託に関する協定の変更については、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

この内容につきましては、さきの全員協議会でも御説明させていただいたところなんですが、再度、御説明させていただきたいと思っております。

真ん中辺りの記の下のところでございます。

１つ目、変更協定の目的でございます。木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託に関する協定。

２番目、変更協定金額。変更前の協定金額が２億３，３４０万円だったものを、変更後の調定金額を２億５４６万８，０００円、２，７９３万２，０００円の減額をするものでございます。

なお、この金額につきましては、全員協議会では変更後の協定金額を２億５４８万８，０００円と報告させていただいておりました。その後の詳細の精算の結果、２万円減額となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

３つ目、変更協定の相手方につきましては、当初と同じの日本下水道事業団となっております。

います。

以上でございます。

引き続き、議案第26号、木曾岬町道の路線認定について御説明させていただきます。

最下段の提案理由のほうを御覧ください。

木曾岬干拓地内の第2期分譲に係る道路として、新たに計画する路線を町道と認定し、今後事業を進める必要がある。これが議案を提出する理由でございます。

次のページに、新たに認定する路線の諸元が告示してありますので、御覧ください。

路線番号272、路線名、新輪横断2号線。右端に行っていただいて、延長495.3メートルでございます。

もう一枚めくっていただきまして、ページを90度見ていただきますと、上が北側になりまして、鍋田川が流れているようにしていただきますと結構かと思いますが、今回新しく認定する路線については、赤く着色している箇所がございます。起点については丸印で県道交差点、終点については愛知県境までとなっております。

なお、この干拓地の道路につきましては地区計画で決定されたものであり、この道路工事は予算も含め三重県が行い、完成後、供用するタイミングで町に移管される予定であることから、このたび町道として新たに路線認定を行い、企業進出が可能となる環境づくりを進めるものでございます。

説明は以上となります。

○議長（伊藤律雄君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第25号及び議案第26号について、質疑のある方は御発言ください。

まず、議案第25号についての御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回は減額が約2,800万円と大きいわけですが、全協でも変更理由で、機器類の単価見直しの精査と更新工事の入札差金とは書いてあるんですが、こういう電気工事に関しては、下水道事業団としても専門にやっていらっしゃる場所なので、そういうことも含めて、これぐらいの工事に対して2,800万円ぐらいの、そのぐらいの減額は出るというのはよくあるというか、よくあることなのか、どういうふうに見たらよろしいでしょうか。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） まず、よくあることかどうかと言われると、非常に難しい御質問なんですけど、今回、入札差金で90%となっております。これで2,000万ほどの減額要素となっておりますので、一般的に90%というとそんなに低過ぎる値でもないわけで

ございますので、2,700万のうち2,000万がその金額になっております。

一方、機器費に関しても、その残り700万程度になってございますので、金額が大きいので大きく見えますが、そのようなことはあり得るのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 続いて、議案第26号について発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 先ほどの説明ですと、起点が交差点から県境までになっているんですが、幅員が13.5から20.0メートルになっているんですけど、幅員は交差点の部分を含めるという形で考えてよろしいですか。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） そのとおりでございます。交差点も含めて、このような最大最小で書いてございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 中川和子君。

○8番（中川和子君） 今度、新たな工業団地の分譲に関する町道の認定ですが、造っていただくのは県なんですけど、その後の維持管理が町になるということで、今後、大きな町の負担にはなっていないかという見通しはどうでしょう。

○建設課長（内山幸治君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 内山建設課長。

○建設課長（内山幸治君） もちろん新しい道路が増えれば維持管理の費用に関してはかさんでくるのは明白だと思っております。当然、工事に当たって設計するに当たっては、どのような交通量を見込んでどのような道路構造にしていくかというのは事前に相談しながら進めておりますので、そんなに大きく負担にはならないだろうというふうには想定しております。

以上です。

○議長（伊藤律雄君） ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括討論としたいと存じますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 討論者なしと認め、これによって討論を終結します。

これより議案の採決に入ります。

議案の採決は議会運営委員長の御決定いただいたとおり採決いたしますので、御理解よろしくお願いいたします。

それでは、日程第28、議案第25号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託に関する協定の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第26号を採決します。

日程第29、議案第26号、木曾岬町道の路線認定について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30 同意第1号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（伊藤律雄君） 続きまして、日程第30、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程30、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

木曾岬町監査委員、深津和男氏が令和2年3月31日をもって任期満了になることに伴い、引き続き再任をお願いしようとするものでございます。

深津和男氏は、人格が高潔で、財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関しても識見を有しておられるとともに、三重県職員としても多くの要職を歴任された方であり、適任と確信いたしております。

同氏の選任に当たりまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては所管課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細な説明を求めます。

○議会事務局長（白木 悟君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 白木議会事務局長。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、同意第1号をお願いいたします。

同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を木曾岬町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

下段の提案理由説明といたしまして、木曾岬町監査委員、深津和男氏は、令和2年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き監査委員を選任しようとするものでございます。これが議案を提出する理由でございます。

深津氏に関しましては、平成28年4月から町の総括監事をお願いしており、このたび4年目の任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

町長の提案理由にありました前職の三重県庁では、総務部、政策部、生活部の各室長や四日市県民センターの所長等の要職を歴任されております。人格並びに優れた識見を有し、豊富な経験をお持ちの方のため、再任をお願いしようとするものでございます。なお、任期は令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間となります。

説明については以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 事務当局の詳細な説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第1号について、御質疑のある方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番、中川和子君。

○8番（中川和子君） 深津氏の年齢のことですが、今回、仮に再任されるとして、かなり御高齢になられるのではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議会事務局長（白木 悟君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 白木議会事務局長。

○議会事務局長（白木 悟君） 先ほど申しましたとおり、深津氏におかれましては、前職、

三重県庁では数々の総務部等の歴任をしてみえますので、経験豊かなため、御高齢であって  
もまだまだ再任をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。  
以上でございます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これに  
異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけでございますが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略し、直ちに  
採決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第30、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることに  
ついてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） 賛成多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意するこ  
とに決定いたしました。

### 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（伊藤律雄君） 次に、日程第31、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につい  
てを上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程31、諮問第1号、人権  
擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の加藤和子氏が来る令和2年6月30日をもって任期満了を迎えることか  
ら、新たに服部清子氏を候補者として推薦しようとするものでございます。

服部氏は、弥富市立保育所に定年まで勤務され、保育所園長として5年間務められており  
ます。人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解もあり、人権擁  
護活動に積極的に従事していただける方でございますので、人権擁護委員法第6条の規定  
により、議員の皆様方の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議のほ

どをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細な説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤律雄君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について説明させていただきます。

木曾岬町人権擁護委員、加藤和子氏が令和2年6月30日付で任期満了となることから、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

候補者名でございます。住所、三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中309番地、氏名、服部清子、生年月日、昭和30年11月28日生まれ、64歳の方でございます。

なお、任期は令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤律雄君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

諮問第1号について、御質疑のある方は御発言ください。

質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これを異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございますので、よって、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第30、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり適任者と認めるものとして答申することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任者として認めるものとして答申することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

**午前 10 時 48 分散会**

○議長（伊藤律雄君） 議員の皆様方には慎重な審議ありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々には、大変御苦労さまでした。

なお、一般質問日は3月13日午前9時より再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆様、大変御苦労さまでございました。